

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律 (バリアフリー新法)に基づく届出について

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）が平成18年12月20日に施行されたことに伴い、次に該当する駐車場を新たに設置する場合は、省令で定められた構造及び設備に適合させなければならないとともに、小山市に届出が必要です。

1 該当する駐車場

次の4つの条件すべてに該当する駐車場です。（「特定路外駐車場」といいます。）

(1) 道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの

時間貸し駐車場や一時預かり駐車場など不特定多数の方が利用する駐車場が該当します。ただし、オフィスビルなどの駐車場でそこに勤務する人や来訪者のみが利用できる駐車場や月極駐車場などの特定の方のみが利用する駐車場は該当しません。

(2) 駐車のために供する部分の面積が500㎡以上であるもの

駐車区画線内の面積の合計をいいます。なお、駐車場の車路、設備、管理施設などは面積には含まれません。

(3) 利用について駐車料金を徴収するもの

料金の徴収については、下記のものも該当します。

- ・ 提携する商店などのレシート、発行される駐車券への押印などでチェックを行い、レシート、駐車券の押印などが無いものや時間の超過分について別途料金を支払うもの
- ・ 一定期間無料の後料金を徴収するもの

(4) 道路付属物の駐車場、公園施設としての駐車場、建築物である駐車場、建築物に附属する駐車場でないこと。

2 構造及び設備に関する基準について

構造及び設備については次の基準すべてを満たさなければなりません。

(1) 車椅子を使用している者が円滑に利用することができる駐車施設（路外駐車場車椅子利用者用駐車施設）を設けているか。

- ・ 駐車施設数が200台以下の場合は、駐車施設数の2%以上を設ける必要があります。
- ・ // が200台を超える場合は、 // の1%+2以上 // 。

(2) 幅は350cm以上とすること。

幅350cm以上とは、自動車のドアを全開にした状態で、車いすから自動車に容易に乗降できる幅であり、また車いすが自動車を駐車した状態で転回することができ、かつ介護者が横に付き添うことのできるスペース（140cm）を見込んだ幅となっています。

(3) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設又はその付近に、当該駐車施設であることの表示をすること。

表示は、国際障害者リハビリテーション協会が、車いす使用者など移動能力が限定されているすべての者が利用できる建物、施設であることを明確に示すシンボルとして1969年に制定した「国際シンボルマーク」とし、的確に伝わるよう配色のほか図形や文字を組み合わせるなどデザインに配慮してください。

(4) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設は、当該駐車施設から道、公園、広場その他の空地までの経路の長さができるだけ短くなる位置に設けることとし、その経路のうち一以上を、次の4つのすべてに適合する高齢者、障害者等が円滑に利用できる経路（路外駐車場移動等円滑化経路といいます。）とすること。

ア 路外駐車場移動等円滑化経路上に段を設けないこととします。ただし、傾斜路を併設する場合は、この限りではありません。

イ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する傾斜路（段に代わるもの、又は段に併設するものに限る。）は、次に掲げるものであることとします。

一 幅は、段に代わるものにあっては120cm以上、段に併設するものにあっては90cm以上とすること。

二 勾配は、1/12を超えないこと。ただし、高さが16cm以下のものにあっては、1/8を超えないこと。

三 高さが75cmを超えるもの（勾配が1/20を超えるものに限る。）にあっては、高さが75cm以内ごとに踏幅が150cm以上の踊場を設けること。

四 勾配が1/12を超え、又は高さが16cmを超え、かつ、勾配が1/20を超える傾斜がある部分には、手すりを設けること。

ウ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する出入口の幅は、80cm以上とすること。

エ 路外駐車場移動等円滑化経路を構成する通路は、次に掲げるものであること。

一 幅は、120cm以上とすること。

二 50m以内毎に車いすの転回に支障がない場所を設けること。

3 提出書類について

特定路外駐車場設置（変更）届出書に次の図面を添えて、各1部提出してください。

- (1) 特定路外駐車場の位置を表示した縮尺1/10000以上の地形図
- (2) 特定路外駐車場の区域を表示した縮尺1/200以上の平面図
- (3) 路外駐車場車いす使用者用駐車施設、路外駐車場移動等円滑化経路その他主要な施設を表示した縮尺1/200以上の平面図

※提出は、駐車場法に基づく届出とあわせて提出をお願い致します